官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令（三〇九）　二
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（三一〇）　三
○家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（三一一）　四
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（三一二）　四
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一六）
○ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同三一七）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一八）
○マレ島における災害に対する強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一九）
○シリア・アラブ共和国における帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同三二〇）
○パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三二一）
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八五〇～八五二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八五三）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八五四）
○航路標識に関する件（海上保安庁二三）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛一〇三）
〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　宮内庁　法務省
最高裁判所
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示一、東京同一、長野同一）　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（四国地方交通審議会）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
令和７年度公害防止管理者等資格認定講習の公示関係　一〇
会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令（政令第三百九号）（総務省）　九

1　地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援基金の設置年限が延長されたことに伴い、所要の規定の整理をすること。（本則関係）　九

2　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）　10

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十号）（国土交通省）

1　防火区画等に係る内装に対する制限の緩和　10

建築物の十一階以上の部分及び竪穴部分における防火区画に係る緩和措置の適用を受ける部分並びに避難階段及び特別避難階段の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げ及び下地に関する技術的基準を、国土交通大臣が定める基準に従い、仕上げ又は下地を不燃材料又は準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたものとすることに改める。（第百十二条、第百二十三条関係）　二

2　小屋裏隔壁に係る制限の緩和　二

小屋組が木造である建築面積が三百平方メートルを超える建築物のうち、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とすること又は桁行間隔十二メートル以内ごとの準耐火構造の隔壁の設置を要しない建築物として、各室及び各通路について、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除いた壁及び天井又は屋根の室内に面する部分の仕上げ、排煙設備の設置の状況及び構造その他の事項に関し、避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物を加える。（第百十四条関係）　三

3　窓その他の開口部を有しない居室の判定基準の見直し　三

建築基準法第三十五条及び第三十五条の二において窓その他の開口部を有しない居室に該当するものは、国土交通大臣が定めた構造方法を

用いる給気口及び排気口を有する場合においては、天井又は壁のうち国土交通大臣が定める部分にある開放できる部分の面積の床面積に占める割合が、国土交通大臣が定める方法により算出した割合以上のものとする。（第百十六条の二、第百二十八条の三の二関係）

4　排煙設備の設置及び構造に係る規制の見直し

⑴　階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある居室において、床面積百平方メートル以内ごとに設けることで排煙設備を設けることが不要となる防煙壁の対象及び性能を拡大し、当該建築物の天井面から五十センチメートル以上下方に突出したはりを対象に加えるとともに、床面から下端までの垂直距離が国土交通大臣が定める距離以上である準耐火構造であるものを性能に加える。（第百二十六条の二関係）

⑵　排煙口のうち排煙機を設けない自然排煙口は、不燃材料で造ることを要しないこととする。（第百二十六条の三関係）

⑶　排煙口は、床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分にある天井又は壁に設けることとする。（第百二十六条の三関係）

⑷　第百二十六条の三第一項の規定の適用を除外できる特殊な構造の排煙設備を設ける場合として、個別に国土交通大臣の認定を受けたものを設ける場合を加える。（第百二十六条の三関係）

5　大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等の技術的基準の見直し

延べ面積千平方メートルを超える大規模木造建築物がある場合及び同一敷地内に二以上の一定の建築物がある場合において、通路を設けなくともよい建築物の周囲の部分及び周囲に設けられる通路の技術的基準は、当該建築物の規模、構造等に応じ、国土交通大臣が定めることとする。（第百二十八条の二関係）

6　建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直し

建築基準法におけるエレベーター及び小荷物専用昇降機に係る規定の適用対象から、事業場に設置される労働安全衛生法施行令第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。（第百二十九条の三関係）

7　既存の建築物に対する制限の緩和

既存の建築物に対する現行規定への適合義務について、次のとおりとすることとする。（第百三十七条の十二関係）

⑴　屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十二条第一項及び第六十二条について、現行基準への適合を要しない。

⑵　外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十三条について、現行基準への適合を要しない。

⑶　大規模の木造建築物等の外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の外壁に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

⑷　大規模の木造建築物等の屋根及び外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の軒裏に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

⑸　大規模の木造建築物等の屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の屋根に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

8　その他

その他所要の改正を行う。

9　施行期日等

⑴　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

（政令第三百十一号）（農林水産省）

1　家畜伝染病予防法施行令の一部改正

⑴　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを加え、その他所要の改正を行うものとする。（第一条、第二条及び第四条関係）

⑵　エミューの評価額の最高限度額について、五万二千円と定める。（第九条関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年十月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

（政令第三百十二号）（厚生労働省）

1　新たに指定する物質

⑴　次に掲げる物を麻薬に指定する。（本則関係）

イ　一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

ロ　二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

ハ　五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

ニ　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類

ホ　二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

⑵　次に掲げる物を向精神薬に指定する。（本則関係）

Ｎ―（プロパン―二―イル）カルバミン酸二―［（カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（別名カリソプロドール）及びその塩類

2　施行期日

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

政　令

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令（令和三年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に、「令和八年六月三十日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第二条中「令和八年七月十日」を「令和十三年七月十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

―――――――――――――

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第八十六条の七第一項並びに第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第八項及び第九項中「部分で」の下に「、国土交通大臣が定める基準に従い」を加え、「造つた」を「造ることその他これに準ずる措置が講じられた」に改め、同条第十一項第一号中「部分で」の下に「、国土交通大臣が定める基準に従い、」を加え、「造つた」を「造ることその他これに準ずる措置が講じられた」に改め、同条第十四項第一号中「当該」を「国土交通大臣が定める基準に従い、当該」に、「が準不燃材料でされ」を「を準不燃材料でし」に、「が準不燃材料で造られた」を「を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられた」に改める。

第百十四条第三項第二号中「の基準」を「に掲げる基準」に、「もの」を「建築物」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　その各室及び各通路（避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める室及び通路を除く。）について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井がない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井がない場合においては小屋組を含む。）の仕上げ、排煙設備の設置の状況及び構造その他の事項に関し避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物

第百十六条の二第一項第二号中「天井から下方八十センチメートル以内の距離」を「壁（床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分に限る。）」に改め、「五十分の一」の下に「（火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる給気口及び排気口を有する場合にあつては、給気口の開口面積、排気口の高さ及び居室の床面積に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合）」を加える。

第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号中「部分は」の下に「、国土交通大臣が定める基準に従い」を、「こと」の下に「その他これに準ずる措置を講ずること」を加える。

第百二十六条の二第一項中「垂れ壁」の下に「又ははり」を加え、「不燃材料で造り、又は」を「、準耐火構造であるもの（その下端から床面までの垂直距離が居室の床面積に応じ国土交通大臣の定める距離以上であるものに限る。）又は不燃材料で造り、若しくは」に改める。

第百二十六条の三第一項第二号中「排煙設備」を「排煙機を設ける排煙設備」に改め、同項第三号中「の上部（天井から八十センチメートル（たけの最も短い防煙壁のたけが八十センチメートルに満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう」を「床面から天井までの垂直距離に応じて、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定める部分に限る」に改め、同条第二項中「として」を「として、」に改め、「用いる」の下に「もの又は国土交通大臣の認定を受けた」を加える。

第百二十八条の二第一項中「を除く。）に幅員が三メートル以上の」を「その他避難上及び消火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）に避難上及び消火上有効なものとして国土交通大臣が定める基準に適合する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「を除く。）に幅員が三メートル以上の」を「その他避難上及び消火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。次項において同じ。）に避難上及び消火上有効なものとして国土交通大臣が定める基準に適合する」に改め、同条第三項ただし書中「（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の」を「に同項の国土交通大臣が定める基準に適合する」に改め、同条第四項中「前各項」を「前三項」に改める。

第百二十八条の三の二第一号中「天井から下方八十センチメートル以内の距離」を「壁（床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分に限る。）」に改め、「五十分の一」の下に「（火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる給気口及び排気口を有する場合にあつては、給気口の開口面積、排気口の高さ及び居室の床面積に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合）」を加える。

第百二十九条の三第一項第一号中「の昇降機」の下に「（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。第三号において同じ。）」を加える。

第百三十七条中「第百三十七条の十二第二項」を「第百三十七条の十二第七項」に改める。

第百三十七条の二の四第一号ロ中「第百九条の九」を「第百九条の十」に改める。

第百三十七条の十第一号ロ(4)中「第百三十七条の十二第九項」を「第百三十七条の十二第十四項」に改める。

第百三十七条の十二中第九項を第十四項とし、第二項から第八項までを五項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の五項を加える。

2　法第三条第二項の規定により法第二十二条第一項又は法第六十二条の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

3　法第三条第二項の規定により法第二十三条の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

4　法第三条第二項の規定により法第二十五条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

5　法第三条第二項の規定により法第二十五条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

6　法第三条第二項の規定により法第二十五条（屋根に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該木造建築物等における屋根以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

第百四十四条の二の二中「第百三十七条の十二第八項」を「第百三十七条の十二第十三項」に改める。

第百四十四条の二の三中「第百三十七条の十二第二項」を「第百三十七条の十二第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第百三十七条の二の四第一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十一号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第八条の二第一項、第十二条の三第一項及び第五十八条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表高病原性鳥インフルエンザの項及び低病原性鳥インフルエンザの項、第二条並びに第四条中「きじ」の下に「、エミュー」を加える。

第九条中「四千三百円」の下に「、エミューにあつては五万二千円」を加える。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十三号を第百六十八号とし、第百五十八号から第百六十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二　二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百十八号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類

第一条中第百十六号を第百十九号とし、第八十二号から第百十五号までを三号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第八十号を第八十二号とし、第二十四号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピペリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第四条中第七十九号を第八十号とし、第六十五号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五　Ｎ―（プロパン―二―イル）カルバミン酸二―［カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（別名カリソプロドール）及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

その他告示

○外務省告示第三百二十六号

令和七年六月三日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　シェリーナ・アブドゥル・サマド外務担当国務大臣

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十七号

令和七年八月五日にジュネーブで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億七千八百万円

3　署名者

日　本　側　尾池厚之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使

国際移住機関側　エイミー・ポープ事務局長

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十八号

令和七年七月二十四日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億三千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

スリランカ側　ハルシャナ・スリヤッペルマ財務・計画・経済開発省次官

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百二十九号

令和七年七月二十六日にマレで、マレ島における災害に対する強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マレ島における災害に対する強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億五千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　生稲晃子外務大臣政務官

モルディブ側　アブドゥッラ・カリール外務大臣

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百三十号

令和七年八月十二日にナイロビで、シリア・アラブ共和国における帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千三百万円

3　署名者

日　本　側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○外務省告示第三百三十一号

令和七年八月二十日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

世界食糧計画側　アントワーヌ・レナルド在パレスチナ事務所代表

令和七年九月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

○国土交通省告示第八百五十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　03

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本造園組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　寺石　隆一

(四)　変更年月日　令和七年八月十四日

○国土交通省告示第八百五十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　21

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本建築板金協会

(三)　変更後の代表者の氏名　野溝　年成

(四)　変更年月日　令和七年五月二十一日

○国土交通省告示第八百五十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　06

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本トンネル専門工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　横山　英樹

(四)　変更年月日　令和七年五月二十六日

○国土交通省告示第八百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県姶良市寺師字前平、字穴堀ノ谷、字池田、字大戸及び字長迫の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線、十六点と十七点を県道十三谷重富線の道路敷に沿って結んだ線、十七点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（鹿児島県姶良市寺師字前平一七六〇番一及び昭和三十一年建設省告示第千百三十三号で指定した北野迫川に掲げる土地の区域を除く。）

一点　北緯三一度四七分〇九秒〇八三一　東経一三〇度三五分五四秒八六〇八

二点　北緯三一度四七分〇九秒三四七七　東経一三〇度三五分五三秒五〇八二

三点　北緯三一度四七分〇八秒七六〇八　東経一三〇度三五分五二秒一〇二二

四点　北緯三一度四七分〇九秒四六九九　東経一三〇度三五分五〇秒三三〇八

五点　北緯三一度四七分一〇秒七四一九　東経一三〇度三五分四九秒一三三二

六点　北緯三一度四七分一四秒一三六八　東経一三〇度三五分四八秒八三六九

七点　北緯三一度四七分一六秒〇八八六　東経一三〇度三五分四七秒七九六八

八点　北緯三一度四七分一七秒八九五三　東経一三〇度三五分四七秒四〇八五

九点　北緯三一度四七分一九秒九八八五　東経一三〇度三五分四八秒〇三七六

十点　北緯三一度四七分二〇秒一二五四　東経一三〇度三五分四九秒〇八六六

十一点　北緯三一度四七分二二秒五四四八　東経一三〇度三五分四九秒八一九九

十二点　北緯三一度四七分二四秒六四八一　東経一三〇度三五分五一秒三〇二一

十三点　北緯三一度四七分二五秒二八四四　東経一三〇度三五分五三秒六四三〇

十四点　北緯三一度四七分二四秒〇八六八　東経一三〇度三五分五五秒九〇三六

十五点　北緯三一度四七分二三秒九一六六　東経一三〇度三五分五五秒七八六二

十六点　北緯三一度四七分二一秒九六九五　東経一三〇度三五分五三秒三二〇八

十七点　北緯三一度四七分二秒四五九五　東経一三〇度三五分五三秒四九九二

十八点　北緯三一度四七分一秒七六二〇　東経一三〇度三五分五三秒八九八二

十九点　北緯三一度四七分一秒二〇一七　東経一三〇度三五分五四秒三一三三

二十点　北緯三一度四七分一〇秒六〇三七　東経一三〇度三五分五五秒二九八九

○国土交通省告示第八百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十七年建設省告示第二千八百二十七号で指定した北野迫に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北野迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成十四年国土交通省告示第百五十八号で指定した同号七に掲げる土地の区域

○海上保安庁告示第二十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年九月三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　JFEスチール扇島第三号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約四・〇キロメートル）

北緯　三五―二八―一八

東経　一三九―四四―四六

変更した事項

名称　扇島第三号灯浮標

灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　JFEスチール扇島第四号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約四・四キロメートル）

北緯　三五―二八―二五

東経　一三九―四五―〇一

変更した事項

名称　扇島第四号灯浮標

灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　JFEスチール扇島第六号灯浮標

位置

所在地　京浜港川崎区（川崎東扇島防波堤西灯台の西北西方約七三〇メートル）

北緯　三五―二九―〇〇

東経　一三九―四四―三六

変更した事項

名称　扇島第六号灯浮標

灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光

記事　川崎市港湾局管理

変更年月日　令和七年四月一日

名称　鹿島港第一号灯浮標

位置

所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の北東方約二・六キロメートル）

北緯　三五―五八―〇七

東経　一四〇―四二―四九

変更した事項

変更年月日　令和七年四月二日

記事　消灯

名称　川奈埼灯台

位置

所在地　静岡県伊東市（川奈埼）

北緯　三四―五七―二〇

東経　一三九―〇八―四〇

変更した事項

光度　五三〇カンデラ

光達距離　八・〇海里

変更年月日　令和七年四月二日

記事　一時変更

名称　鴨居瀬港西防波堤灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（鴨居瀬港西防波堤外端）

北緯　三四―一九―五八

東経　一二九―二三―〇一

変更した事項

灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光

変更年月日　令和七年四月二日

記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　対馬鼠島灯台

位置

所在地　長崎県対馬市（鼠島）

北緯　三四―一九―〇三

東経　一二九―一八―〇六

変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年四月二日

名称　境港第一号灯浮標
位置
所在地　境港第二区（境港防波堤灯台の東方約八七〇メートル）
北緯　三五―三三―〇五
東経　一三三―一六―五四
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年四月三日

名称　石垣港第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西北西方約二・六キロメートル）
北緯　二四―二〇―四五
東経　一二四―〇七―〇一
変更した事項　正規位置の二六五度約一・〇キロメートルに移動
変更年月日　令和七年四月三日
記事　一時変更

名称　那覇ＡＩＳ信号所
位置
所在地　沖縄県那覇市（港町）
北緯　二六―一四―二九
東経　一二七―四〇―三六
変更した事項　9943163 08　北緯二四―二〇―四五　東経一二四―〇七―〇一（石垣港第一号バーチャルＡＩＳ航路標識（Ｖ／ＩＳＨＩＧＡＫＩ―ＮＯ１）左舷標識）
変更年月日　令和七年四月三日
記事　一時変更

名称　境港第一号灯浮標
位置
所在地　境港第二区（境港防波堤灯台の東方約八七〇メートル）
北緯　三五―三三―〇五
東経　一三三―一六―五四
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年四月三日

名称　石垣港第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西北西方約二・六キロメートル）
北緯　二四―二〇―四五
東経　一二四―〇七―〇一
変更した事項　正規位置の二六五度約一・〇キロメートルに移動
変更年月日　令和七年四月三日
記事　一時変更

名称　那覇ＡＩＳ信号所
位置
所在地　沖縄県那覇市（港町）
北緯　二六―一四―二九
東経　一二七―四〇―三六
変更した事項　海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置
変更年月日　令和七年四月三日
記事　一　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、バーチャルＡＩＳ航路標識の名称、表示目的等を通報している。
二　石垣港第一号バーチャルＡＩＳ航路標識は、石垣港第一号灯浮標の正規位置を示すためのものである。
電波の発射時間　常時

三　本ＡＩＳ信号所は、次に掲げる情報を臨機に通報する場合がある。
イ　異常気象等による船舶交通の危険を防止する必要がある場合等におけるに空港、道路、港湾施設その他の施設の位置等に関する情報
ロ　灯浮標の流失、沈没等の航路標識の事故が発生した場合等における当該航路標識の位置等に関する情報
ハ　沈船等の新たな危険物が発生した場合等における当該危険物の位置等に関する情報
四　通報を行う海岸局識別
〇〇四三一一〇七（平久保埼送受信所）
〇〇四三一一〇九（波照間島送受信所）

名称　新湊航路第四号灯浮標
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（新湊東防波堤灯台の北西方約六〇〇メートル）
北緯　三六―四七―一四
東経　一三七―〇六―四八
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年四月七日
記事　一時変更

名称　鹿島港第一号灯浮標
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の北東方約二・六キロメートル）
北緯　三五―五八―〇七
東経　一四〇―四二―四九
変更した事項　この灯浮標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　令和七年四月八日
記事　一時変更

名称　関門航路第三十九号灯浮標
位置
所在地　関門港長府区（部埼灯台の北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五八―〇九
東経　一三一―〇二―二六

変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年四月八日

名称　新湊航路第四号灯浮標
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（新湊東防波堤灯台の北西方約六〇〇メートル）
北緯　三六―四七―一四
東経　一三七―〇六―四八
変更した事項　この灯台の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　令和七年四月八日
記事　一時変更

名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第四号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯　四〇―五二―四八
東経　一四〇―四九―〇三
変更した事項　名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第六号灯浮標
変更年月日　令和七年四月十一日

名称　関門航路第三十二号灯浮標
位置
所在地　関門港田野浦区（下関導灯（前灯）の東北東方約二・八キロメートル）
北緯　三三―五八―〇九
東経　一三〇―五八―五八
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年四月十一日

名称　馬ノ頭鼻灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（馬ノ頭鼻）
北緯　三三―二八―二二
東経　一二九―二九―五一
変更した事項
灯質　単せん白光　毎五秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
記事　平均水面上から灯火まで四五メートル
変更年月日　令和七年四月十八日
記事　一時光力低下中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　網代港浮標
位置
所在地　鳥取県網代港（網代港第四防波堤灯台の西方約四七メートル）
北緯　三五―三四―五九
東経　一三四―一六―五三
変更した事項　一時消灯及び一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年四月二十日

名称　宮浦第一号灯浮標
位置
所在地　中ノ鼻灯台（広島県豊田郡大崎上島町）の北東方約六・六キロメートル
北緯　三四―一五―一〇
東経　一三二―五八―三一
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
変更年月日　令和七年四月二十一日
記事　一時光力低下及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　関門航路第三十六号灯浮標
位置
所在地　関門港田野浦区（部埼灯台の北西方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五八―二五
東経　一三一―〇〇―二一
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
記事　削除
変更年月日　令和七年四月二十一日

名称　関門航路第四十号灯浮標
位置
所在地　関門港田野浦区（部埼灯台の北東方約六四〇メートル）
北緯　三三―五七―四五
東経　一三一―〇一―四三
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年四月二十一日

名称　福井港福井国家石油備蓄基地シーバース灯
位置
所在地　福井県福井港福井区（福井南防波堤灯台の南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三六―一〇―四八
東経　一三六―〇四―五一
変更した事項
本灯の下部のダイヤフラムホーン欠射
変更年月日　令和七年四月二十二日
記事　一時変更

名称　宇登呂灯台
位置
所在地　北海道斜里郡斜里町（宇登呂）
北緯　四四―〇五―五二
東経　一四五―〇〇―五五
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、白色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年四月二十五日

名称　新門司第四号灯浮標
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約一・七キロメートル
北緯　三三―五三―〇九
東経　一三一―〇一―一四
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　令和七年四月二十五日

名称　平戸大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　長崎県平戸市（平戸大橋中央）
北緯　三三―二一―二四
東経　一二九―三四―二一
変更した事項　一時光力低下中のところ復旧
変更年月日　令和七年四月二十八日

名称　穴水灯台
位置
所在地　石川県鳳珠郡穴水町（タケガ鼻の西方約一・二キロメートル）
北緯　三七―一三―一八
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年四月二十八日

名称　富津沖灯浮標
位置
所在地　富津港東防波堤灯台（千葉県富津市）の北西方約一・五キロメートル
北緯　三五―一九―四五
東経　一三九―四八―二二
変更した事項　流失
変更年月日　令和七年五月三日
記事　一時変更

名称　銭島灯標
位置
所在地　長崎県対馬市（銭島）
北緯　三四―三六―〇〇
東経　一二九―二八―四八
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年五月七日
記事　一時変更

名称　仮屋磁気測定所前A灯浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北東方約一・九キロメートル
北緯　三四―三一―五三
東経　一三五―〇〇―一三
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月八日

名称　仮屋磁気測定所前B浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・六キロメートル
北緯　三四―三一―四九
東経　一三五―〇〇―〇五
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月八日

名称　仮屋磁気測定所前D灯浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・二キロメートル
北緯　三四―三一―三四
東経　一三四―五九―五六
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月八日

名称　関門航路第七号灯浮標
位置
所在地　関門港六連島区（台場鼻潮流信号所の北北西方約六五〇メートル）
北緯　三三―五七―一八
東経　一三〇―五二―一三
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年五月八日

名称　仮屋磁気測定所前E灯浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・四キロメートル
北緯　三四―三一―四六
東経　一三四―五九―五五
変更した事項　一時撤去変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月九日

名称　仮屋磁気測定所前F浮標
位置
所在地　仮屋港森東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約七七〇メートル
北緯　三四―三一―五三
東経　一三四―五九―五二
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月九日

名称　仮屋磁気測定所前I浮標
位置
所在地　仮屋港森東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約六五〇メートル
北緯　三四―三一―四七
東経　一三四―五九―五五
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月九日

名称　円岩灯標
位置
所在地　山口県熊毛郡田布施町（円岩）
北緯　三三―五四―〇四
東経　一三二―〇二―〇五
変更した事項
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　令和七年五月十四日
記事　一時変更

名称　円岩灯標
位置
所在地　山口県熊毛郡田布施町（円岩）
北緯　三三―五四―〇四
東経　一三二―〇二―〇五
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年五月十三日
記事　一時変更

名称　新湊航路第四号灯浮標
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（新湊東防波堤灯台の北西方約六〇〇メートル）
北緯　三六―四七―一四
東経　一三七―〇六―四八

変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月十四日
名称　横須賀港東北防波堤東灯台
位置
所在地　神奈川県横須賀港（東北防波堤東端）
北緯　三五―一九―〇九
東経　一三九―四〇―三一
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年五月十五日
名称　鴨居瀬港西防波堤灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（鴨居瀬港西防波堤外端）
北緯　三四―一九―五八
東経　一二九―二三―〇一
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年五月十五日
名称　鹿磯港新第一防波堤灯台
位置
所在地　石川県輪島市（鹿磯港新第一防波堤外端）
北緯　三七―一七―二七
東経　一三六―四三―三五
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
灯質　令和七年五月十五日
変更年月日　一時業務休止中のところ灯質変更のうえ復旧
記事
名称　小松島灯台
位置
所在地　徳島県小松島市（東山）
北緯　三四―〇一―〇四
東経　一三四―三五―四二
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年五月十九日
記事　一時変更

名称　伊良湖水道航路第三号灯浮標
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の北方約二・七キロメートル
北緯　三四―三四―二一
東経　一三六―五八―五二
変更した事項　群せん緑光　毎六秒に二せん光
灯質
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年五月二十日
名称　的矢港灯浮標
位置
所在地　安乗埼灯台（三重県志摩市）の西北西方約一・六キロメートル
北緯　三四―二二―〇九
東経　一三六―五三―三一
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
灯質
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年五月二十日
名称　小松島灯台
位置
所在地　徳島県小松島市（東山）
北緯　三四―〇一―〇四
東経　一三四―三五―四二
変更した事項　この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年五月二十日
記事　一時変更
名称　千葉港市川第一号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港葛南区の北西方約一〇キロメートル（千葉灯標）
北緯　三五―三八―一二
東経　一三九―五八―二八
変更した事項　頭標脱落
変更年月日　令和七年五月二十一日
記事　一時変更

名称　伊勢湾第二号灯浮標
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の東南東方約四・二キロメートル
北緯　三四―三二―二六
東経　一三七―〇一―五一
変更した事項　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年五月二十一日
名称　伊良湖水道航路第二号灯浮標
位置
所在地　伊良湖岬灯台（愛知県田原市）の南方約二・六キロメートル
北緯　三四―三三―二二
東経　一三七―〇一―一五
変更した事項　群せん赤光　毎六秒に二せん光
灯質
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年五月二十一日
名称　鹿島港第一号灯浮標
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の北東方約二・六キロメートル）
北緯　三五―五八―〇七
東経　一四〇―四二―四九
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
灯質
変更年月日　令和七年五月二十二日
記事　一時消灯及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧
名称　小松島灯台
位置
所在地　徳島県小松島市（東山）
北緯　三四―〇一―〇四
東経　一三四―三五―四二
変更した事項　単せん白光　毎三秒に一せん光
灯質
光達距離　実効光度七八カンデラ
五・〇海里

記事　削除
変更年月日　令和七年五月二十三日
名称　穴水灯台
位置
所在地　石川県鳳珠郡穴水町（タケガ鼻の西方約一・二キロメートル）
北緯　三七―一三―一八
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年五月二十四日
名称　東海日本原子力発電北防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂郡東海村（日本原子力発電北防波堤外端）
北緯　三六―二七―五五
東経　一四〇―三六―五八
変更した事項　消灯
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　令和七年五月二十六日
名称　間ノ七島灯浮標
位置
所在地　菅島灯台（三重県鳥羽市）の北北西方約一・五キロメートル
北緯　三四―三〇―四六
東経　一三六―五四―一一
変更した事項　実効光度四〇カンデラ
光度
変更年月日　令和七年五月二十九日
名称　千葉港コスモ石油第二シーバース灯
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の南西方約五・七キロメートル）
北緯　三五―三一―四八
東経　一四〇―〇〇―一二
変更した事項　業務休止
変更年月日　令和七年五月三十日
記事　一時変更

○防衛省告示第二百三号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年九月三日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	令和七年五月二十五日から同年九月十日まで	令和七年九月十一日から同年十二月十日まで

（令和七年防衛省告示第百二十二号）

国会事項

参議院

議員辞職

九月一日議長は、比例代表選出議員石井章の辞職を許可した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

文部科学大臣秘書官　尾﨑　ゆう

願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）

内閣府特命担当大臣（人工知能戦略を担当させる）　城内　実

特命全権大使　原　圭一

願に依り本官を免ずる

文部科学大臣秘書官に任命する（以上九月一日）

小賀　智子

（外務省大臣官房参事官（領事局、中南米局、危機管理担当））

外務事務官　町田　達也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に昇任させる

（外務省経済局長）外務事務官　股野　元貞

（外務省大臣官房審議官）同　渡邊　滋

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（外務省大臣官房審議官（総合外交政策局））外務事務官　藤田　伸也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する

（外務省大臣官房）外務事務官　齊藤　幸司

（同）同　塚田　淳

（厚生労働省労働基準局賃金課長）労働基準監督官　野澤めぐみ

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（外務省大臣官房）外務事務官　田村　優輝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　七澤　淳

外務省に出向させる

（外務省経済局長）外務事務官　片平　聡

（外務省大臣官房審議官）同　林　誠

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（外務省大臣官房審議官（総合外交政策局））外務事務官

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する

（外務省大臣官房）外務事務官　佐藤　大輔

（同）同　多田　昌弘

（厚生労働省労働基準局賃金課長）労働基準監督官　篠崎　拓也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（外務省大臣官房）外務事務官　鈴木　宏典

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上九月一日）

内閣法制局

内閣法制局参事官（第三部）　髙橋　慶太

外務省に出向させる

（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　永岡　和道

内閣法制局参事官（第三部）に転任させる（以上九月一日）

宮内庁

（式部副長）式部官

外務省に出向させる

式部官

式部副長に昇任させる

外事総括を命ずる

（外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課長）外務事務官　林　達郎

式部官に転任させる

外事担当を命ずる（以上九月一日）

法務省

（福岡地方検察庁検事）検事　岩井　具之

（横須賀区検察庁副検事）副検事　片田　義弘

辞職を承認する（各通）（八月三十一日）

（横浜区検察庁副検事）副検事　星野　良介

横須賀区検察庁副検事に配置換する（九月一日）

最高裁判所

名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　吉田　彩

名古屋家庭裁判所判事に補する

名古屋家庭裁判所長を命ずる

福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　新谷　晋司

名古屋高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

名古屋簡易裁判所判事に補する

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　河合　芳光

福岡高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

福岡簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　浅岡千香子

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上八月二十四日）

広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補・広島簡易裁判所判事　野原もなみ

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　池口　弘樹

広島地方裁判所判事補に補する

兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する

広島簡易裁判所判事に補する（以上八月二十五日）

仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事　小川　直人

仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる

仙台高等裁判所秋田支部長を命ずる

秋田簡易裁判所判事に補する（八月二十六日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事平田直人は八月二十三日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

判事兼簡易裁判所判事齊木利夫は八月二十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

木藤隆太郎　小荒井　實　名取　武

平井　紘也　藤枝　成延

正六位に叙する（各通）

伊藤　隆　伊藤　正順　上野　文治

内橋　豊　遠藤　俊麿

従六位に叙する（各通）

片山　忠弘

（福岡県職員）　藤野　広

正七位に叙する（各通）

丸山　繁夫

従七位に叙する（以上七月二十八日）

板野　孝志　齊藤　邦夫　佐野　藤造

多賀　一広　塚田成四郎　常岡　隆朗

従五位に叙する（各通）

青木　妙子　臼田　哲文　河崎東海夫

藏滿規司男　松尾　勇　水谷　滋子

正六位に叙する（各通）

大川　淳治　太田　謙　大室　玉樹

岡崎　徹　勝俣　明美　葛原　進

後藤　忠雄　佐々木和彦　鈴木　守

中山　喜仙　長野　茂夫　藤原　頼武

堀　実

従六位に叙する（各通）

旭日双光章を授ける　芝崎　正明
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月一日）　宮前　俊一
従七位に叙する　根深　貞男
従七位に叙する（各通）　山下　典男
（北海道東神楽町議会議員）　（神奈川県警察部補）
従七位に叙する　上之園　續
従七位に叙する（各通）（以上七月一日）　五十嵐　道郎
（豊橋技術科学大学名誉教授）　竹園　茂男
従四位に叙する　満本　正和
従四位に叙する（各通）　目崎　八郎
従五位に叙する　武田　博司
従五位に叙する（各通）　柏越　智慶次郎　梓
従六位に叙する（各通）　田中　元
従六位に叙する（各通）　雪宏
従七位に叙する（各通）（以上七月三十一日）　出口　孝一
従七位に叙する（各通）　斉藤　民雄　森　盛次　小林　賢也　高川　登　鷲頭　秋次　横澤　進治　正貞　孝一　横澤　彦夫　山口　幸洋　関口　高橋　照司　中村　志榮一　宮田　保則　山口　明正　竹中　興一　金田　八位　正位　従六位に叙する（各通）　杉本　典昭　藤田　良春　斉藤　雄　西田　茂行　和田　正道　時村　周一　内出　弘栄　吉井　潔　旭日双光章を授ける（七月三十日）　（北海道東神楽町議会議員）　生出　栄　旭日双光章を授ける（八月三日）　旭日単光章を授ける（各通）（以上七月一日）　竹中　雪宏　由隆　加藤　晴康　宮崎　頼武　藤原　旭日双光章を授ける　〇叙勲

瑞宝単光章を授ける（以上七月二十九日）　吉岡　治
瑞宝双光章を授ける（各通）　多賀　一広　葛原　哲文　白田　進　実　水谷　滋子　芝崎　正明　徹　木和　彦　堀　佐々　太田　岡崎　謙　斉藤　民雄　出口　孝一　中村　正夫　関口　賢也　小林　良春　小田　芳洋　赤川　吉英　瑞宝単光章を授ける（七月三十一日）　時村　周一　瑞宝双光章を授ける（八月三日）　瑞宝小綬章を授ける　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）　齋藤　邦夫　瑞宝双光章を授ける（各通）　内橋　豊　片山　忠弘　丸山　繁夫　（福岡県職員）　藤野　広　瑞宝双光章を授ける（各通）　木藤　隆太郎　伊藤　正順　平井　紘也　上野　文治

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベトナムの独立記念日につき、九月二日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,076円」を「１時間1,140円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

東京労働局長　増田　圖郎

第４号中「１時間1,163円」を「１時間1,226円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

長野労働局長　三浦栄一郎

第４号中「１時間998円」を「１時間1,061円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0019　香川県高松市サンポート３番33号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月３日

四国地方交通審議会会長　長井　啓介

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年八月二十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　成果の名称

令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県宮古市、新潟県弥彦村のそれぞれ一部

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第７号

北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　見浦電材株式会社
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

釧路地方裁判所帯広支部

令和７年（ヒ）第５０１号

福島県郡山市安積１丁目120番地
清算株式会社　佐石株式会社
代表清算人　石川　謙一
１　決定年月日　令和７年８月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福島地方裁判所郡山支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１９号

東京都港区南青山５丁目10番２号
清算株式会社　株式会社Ｊｏｉｅ
代表清算人　石崎　淳一

１　決定年月日　令和７年８月18日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残資産額32,033,080円から下記金額合計178,380円を差し引いた残額31,854,700円を、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により弁済する。

記

残余財産確定の日の属する最後事業年度に関する消費税113,400円
同事業年度に関する法人税64,100円
協定債権者への弁済にかかる振込手数料880円

２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第２号

千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目12番地13
再生債務者　加藤運輸有限会社

決定の要旨　令和７年５月30日付け再生計画案にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年８月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再）第２号

千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目12番地13
再生債務者　加藤運輸有限会社

決定の要旨　令和７年７月31日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年８月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和７年度公害防止管理者等資格認定講習の公示

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第11条の２の規定により、登録講習機関として一般社団法人産業環境管理協会が行う令和７年度公害防止管理者等資格認定講習の実施に関し、次の事項を定めたので公示します。

令和７年９月３日

東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
一般社団法人産業環境管理協会
会長　助野　健児

１．講習の区分
大気関係第１種～第４種、水質関係第１種～第４種、騒音・振動関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係及びダイオキシン類関係公害防止管理者資格認定講習
２．講習の実施時期及び方法
令和７年11月～令和８年３月
３．講習の実施場所
e-ラーニング＋ＣＢＴ
４．講義科目及び講義時間並びに修了試験時間
講習の区分ごとの講義科目、講義時間及び修了試験時間は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第４の規定に基づき実施する。
５．問い合わせ先
一般社団法人産業環境管理協会
公害防止管理者試験センター
電　話　03―3528―8156
ＵＲＬ　https://www.jemai.or.jp

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://establish.moneyforward.com/announcement/579680
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十三日
掲載頁　七十六頁（号外第五十号）
令和七年九月三日
東京都港区芝浦三丁目１番二１号
（甲）マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社
代表取締役　島内　広史
大阪府大阪市中央区今橋二丁目五番八号トレードピア淀屋橋九階
（乙）株式会社ナレッジラボ
代表取締役　門出　祐介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
栃木県宇都宮市御蔵町二番１六号御蔵マンション１階１〇五号室
ＴＲＩＳＲＡ合同会社
代表社員　ホサイン・エムディ・アムザド

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
東京都八王子市子安町四丁目七番一―三三〇三号　合同会社ＳＡＫＵＲＡアセット
代表社員　櫻田　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
東京都中央区銀座一丁目一五番四号銀座一丁目ビル七階
合同会社Ｓｏｌａｎａ　Ｊａｐａｎ
代表社員　大木　悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
神奈川県川崎市高津区下野毛一丁目一二番一七―二号
合同会社ＧａｒａｇｅＡｒｔｓ
代表社員　椎野　幹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
大阪府泉大津市二田町二丁目三番一〇号
合同会社ＧＡＬＬＡＮＴ
代表社員　松本佳保里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月七日であり、組織変更後の商号はＯｋｉＥＶ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月三日
沖縄県那覇市安里一丁目一番五八―四〇三号光生ビル
ＯｋｉＥＶ合同会社
代表社員　浅沼　稚乃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社ＳＡＫＵＲＡアセットとします。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.cocooking.co.jp

令和七年九月三日

埼玉県東松山市元宿一丁目二九番地一七

株式会社コークッキング

代表取締役　川越　一磨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://staffcom.co.jp

令和七年九月三日

神奈川県鎌倉市台二丁目一五番四一号

株式会社スタッフコム

代表取締役　久保　一之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三日

滋賀県長浜市港町四番一七号

株式会社住文

代表取締役　三原　直

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万五千円、資本準備金の額を二億三千四百九十九万五千円減少し、それぞれ八千万円、二千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十七頁（号外第七十六号）

令和七年九月三日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号

株式会社ＢＯＤ　ＰＯＷＥＲ

代表取締役　田中　大善

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十八日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年九月三日

滋賀県大津市玉野浦六番三〇号

株式会社エスサーフ

代表取締役　大林　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月三日

横浜市港北区大倉山一丁目二八番一一―七〇二号

聖和商行株式会社

代表取締役　中桐　啓護

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月三日

福井市松本四丁目五番二八号

小林電工株式会社

代表取締役　小林　勝幸

任意清算公告

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月三日

埼玉県所沢市大字中富九七九番地の一三

社会保険労務士法人野本事務所

代表社員　野本　俊光

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和七年八月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和七年九月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０１１０ＣＴ０７０６２４１２１９

コール・オプション限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和七年八月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和七年九月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０１９６ＣＴ０７０６２４１２１９

コール・オプション限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十四日

掲載頁　六十九頁（号外第二六六号）

令和七年九月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号赤坂コミュニティビル四階

ＪＮＬ　Ｏｎｅ特定目的会社

取締役　荒川　和也

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月三日

埼玉県川越市南台一丁目三番二

アドラゴスファーマ川越株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　教代

訂正公告

令和七年六月三十日掲載の組織変更公告中、代表社員「西野　明宏」とあるは「西野　朋宏」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月三日

福井県大飯郡高浜町東三松第一〇号一六番地五

合同会社ＥＰＣＯ

代表社員　西野　朋宏

取消公告

令和七年八月二十六日（号外第一九二号）掲載の左記会社にかかる解散公告を取り消します。

令和七年九月三日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号

ＮＣＣＡＰ１―４株式会社

代表取締役　森田　治